

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第23号

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(除却の必要性に係る認定申請書の添付書類)

第3条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 知事が建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）の結果を評価する技術的能力を有すると認めた者が、法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションの耐震診断の結果を評価した書類又はその写し
- (2) 前号のマンションの耐震診断を行った者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項の表に掲げる図書

2 法第102条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

3 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び法第102条第1項の認定の申請に係るマンションと他の建築物との別を明示した配置図
- (3) 縮尺、方位、間取並びに各室の用途及び床面積を明示した各階平面図
- (4) 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示した床面積求積図
- (5) 法第102条第1項の認定の申請に係るマンションについて同条第2項第2号から第5号までの国土交通大臣が定める基準に係る調査を行った者が、当該基準において調査を行うこととされている者に該当することを証する書類又はその写し

(6) その他知事が必要と認める図書又は書面

(容積率の特例に係る許可申請書の添付書類)

第4条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し

(2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1（い）項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図

(3) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1（ろ）項に掲げる2面以上の立面図及び2面以上の断面図

(4) その他知事が必要と認める図書又は書面

附 則

この規則は、公布の日から施行する。